

1. 事業のあゆみと推移

(1) あゆみ

年	月	沿	革
昭和 26		○	旧軍港市転換法に基づく転換計画の中で厚生施設として計画
35	4	○	管渠整備着手（東処理区）
38	11	○	東浄化センター建設着手
40	3	○	東浄化センター（第1期分）完成
44	4	○	公共下水道供用開始（東処理区）
48	4	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて使用料を改定 営業用などの区分を見直し、家事用に統一
50	8	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて使用料を改定 納付すべき水道料金の70%
51	4	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて下水道使用料を改定
	6	○	舞鶴港港湾計画策定 第2埠頭再開発計画に西浄化センター用地位置付け
54		○	東処理区の排除・処理方式変更 排除方式 一部合流式⇒分流式 処理方式 中級処理 ⇒高級処理
56	4	○	東浄化センター高級処理開始
59	7	○	特定環境保全公共下水道供用開始（野原処理区）
	9	○	西浄化センターの位置、西処理区域の計画変更
60		○	管渠整備着手（西処理区）
平成 2		○	西浄化センター建設着手
4	4	○	公共下水道使用料の改定 消費税分3%を加算
6	3	○	舞鶴市下水道整備基本構想策定
	11	○	漁業集落排水供用開始（成生地区）
7	3	○	公共下水道事業計画（変更）認可（中処理区を東処理区に統合）
	5	○	公共下水道供用開始（西処理区）
8	3	○	舞鶴市水洗化総合計画策定
9	4	○	公共下水道使用料の改定 消費税及び地方消費税分5%を加算
	6	○	公共下水道供用開始（旧中処理区）
10	4	○	農業集落排水供用開始（瀬崎地区）
	6	○	農業集落排水供用開始（大丹生地区）
11	4	○	漁業集落排水供用開始（田井地区）
12	4	○	漁業集落排水供用開始（千歳地区）

14	10	○ 農業集落排水供用開始（平・赤野地区） ○ 公共下水道使用料の改定 維持管理費の100%と起債償還の20%を賄うための改定
15	10	○ 農業集落排水供用開始（久田美地区）
	12	○ 舞鶴市水洗化総合計画（改訂）策定
16	4	○ 特定環境保全公共下水道供用開始（三浜・小橋処理区） ○ 農業集落排水供用開始（池内地区）
17	4	○ 公設（合併処理）浄化槽事業開始
18	4	○ 農業集落排水供用開始（佐波賀地区）
19	4	○ 公共下水道使用料の改定 維持管理費の100%と起債償還の40%を賄うための改定
21	1	○ 特定環境保全公共下水道供用開始（神崎処理区）
	4	○ 集落排水等使用料の改定 施設改良基金を廃止する改定
	12	○ 農業集落排水供用開始（三日市・上東・下東地区）
22	2	○ 舞鶴市水洗化総合計画（改定）策定
	9	○ 集落排水等使用料の改定 最安価地区の使用料に統一改定
24	7	○ 農業集落排水供用開始（白杉地区）
	10	○ 舞鶴市下水道事業あり方懇話会設置
25	6	○ 舞鶴市下水道事業あり方懇話会から「下水道事業のあり方について」報告
27	3	○ 舞鶴市下水道ビジョン策定 下水道事業の事業目標や運営方針の明確化
		○ 舞鶴市水洗化総合計画（改定）策定 平成27年度全市水洗化 ⇒ 平成32年度水洗化概成
	6	○ 地方公営企業法適用移行経費の補正予算計上、議決
28	4	○ 水道部と下水道部が組織統合し、上下水道部が発足
	10	○ 公共下水道・集落排水等使用料の改定 公共下水道・集落排水等の使用料体系を統合
29	4	○ 舞鶴市上下水道事業審議会設置
30	4	○ 下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽）に地方公営企業法を適用。
令和2	3	○ 上下水道事業窓口業務委託（業務期間 令和2年4月～令和6年3月） ○ 舞鶴市下水道事業経営戦略策定（令和2年度～令和11年度）
	4	○ 下水道使用料の改定（平均改定率10.6%）
3	3	○ 下水道事業が概成
4	4	○ 経営企画課にお客様サービス課を統合
5	2	○ 舞鶴市汚水処理構想策定 農集（池内）を公共（西）に編入／集合処理以外を浄化槽
	10	○ 雨水事業の施設を運用開始（大手ポンプ場）

(2) 事業計画等の推移
①公共下水道事業

年・月・日	全体計画		事業計画		項目		許可等番号	該当法令	処理区	計画処理面積 (ha)	全体計画、都市計画 計画処理人口 (人)	都市計画決定 計画汚水量 (m3/日)	計画排水区域	事業計画、都市計画 計画処理人口 (人)	都市計画認可 計画汚水量 (m3/日)	計画排水区域	備考
	都市計画決定	事業計画	都市計画決定	事業計画	都市計画決定	事業計画											
昭和31.12.15																	
33.06.27		公共下水道工事認可					議第93号	下水道法			147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		■非除方式：分流（一部合流） ■処理方法：簡易 147,990×(250L×0.8+50) 東地区=63.8、東西合計=172.9
33.09.15			都市計画決定・都市計画事業決定				建設省告示第1466号	都市計画法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		
35.04.01							建設省告示第1794号	都市計画法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		東処理区着手
36.08.16			都市計画・都市計画事業（変更）決定				建設省告示第1794号	都市計画法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		東浄化センター 位置の変更
38.03.30							厚生省修環第179号	下水道法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		■処理方法：中級
38.07.27		処理場認可					建設省告示第139号	都市計画法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		東浄化センター 位置の変更
38.09.21			都市計画・都市計画事業（変更）決定				建設省告示第273号	都市計画法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		エアロアクセレーター
38.11.23										876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		876.3ha（東地区354.3ha） 147,990人（東地区62,000人） 36,900m3/日（東地区16,000m3/日）
40.03.31										876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		
40.10月										876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		
44.04.01							御鷹市告示第16号	下水道法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		下水道法第9条（施行開始の告示）
45.03.27							京都府告示第146号	都市計画法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		執行年度10年延長 処理施設1系列追加
45.05.25		事業計画（変更）認可					建設省京都下発第3号の2	下水道法		876.3	147,990	36,900 (日平均)		15,500	4,000 (日平均)		
50.03.18							京都府告示第138号	公営対策基本法									水質汚濁防止法で取替 A-1、A-6
51.06.22																	西終末処理場を第2埠頭に 市街北区域案2,044ha
54.01.08							建設省京都下発第24号	下水道法		876.3	147,900	36,900 (日平均)		11,000	8,000 (日平均)		■非除方式：分流 ■処理方法：高級 東処理区処理区域の追加（+66.2ha）
54.02.19							京都府指合4下第12号	都市計画法		876.3	147,900	36,900 (日平均)		11,000	8,000 (日平均)		東地域の幹線位置、管径の変更
54.03.30							京都府告示第190号	都市計画法		876.3	147,900	36,900 (日平均)		11,000	8,000 (日平均)		
56.04.01										876.3	147,900	36,900 (日平均)		11,000	8,000 (日平均)		
56.07.24							京都府指合6下第204号	都市計画法		876.3	147,900	36,900 (日平均)		11,000	8,000 (日平均)		7/22都市計画決定処理場 用地追加（約1.75ha）
56.10.08							建設省京都下発第7号	下水道法		876.3	147,900	36,900 (日平均)		20,700	14,500 (日平均)		東処理区及び処理場用地 拡張（追加141.0ha）
56.10.23							京都府告示第756号	都市計画法		876.3	147,900	36,900 (日平均)		20,700	14,500 (日平均)		〃

年・月・日	全体計画	事業計画	項目		その他	許認可等番号	該当法令	処理区	全体計画・都市計画決定		事業計画・都市計画認可		備考	
			都市計画決定	都市計画認可					計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)		計画排水区域
6.02.01			舞鶴都市計画下水道(変更)決定			舞鶴市告示第2号	都市計画法							
6.3月					舞鶴市下水道整備基本構想決定								汚水処理構想決定	
7.03.13		公共下水道事業計画(変更)認可				建設省京都下公発第2号	下水道法	東	1,162.0	59,500	39,000	43,800	25,600	中処理区
7.03.31			都市計画事業計画(変更)告示			京都府告示第237号	都市計画法	西	831.8	35,000	27,000	12,600	9,000	東処理区の区域拡大(中地区を中心に)832.6ha(+277.6ha)東浄化センターの拡張
"			都市計画事業計画(変更)告示			京都府告示第228号	都市計画法		1,779.9	88,700	59,000	12,600	9,000	事業年度のみの延長
7.05.01					西浄化センター処理開始									
8.03.29					京都府告示第246号	京都府告示第246号	公害対策基本法							該当類型一達成期間II-I
8.03.31														汚水処理構想決定
9.04.25		公共下水道事業計画(変更)認可				建設省京都下公発第2号	下水道法	東	1,162.0	59,700	39,000	47,900	34,900	東・西処理区の区域拡大
9.05.23			都市計画事業計画(変更)告示			京都府告示第369・370号	都市計画法	西	944.0	39,800	26,900	17,600	13,500	
12.10.31		公共下水道事業計画(変更)認可				京都府告示第458号	下水道法	東	1,232.0	59,800	39,000	47,900	34,900	東処理区の区域拡大(+52ha)
"			都市計画事業計画(変更)告示			京都府告示第625号	都市計画法	西	944.0	39,800	27,000	17,600	13,500	西処理区の区域拡大(+108ha)
13.11.05			舞鶴都市計画下水道(変更)決定			舞鶴市告示第84号	都市計画法	西	944.0	39,800	27,000	24,300	18,000	西処理区の区域拡大(+174.5ha)
14.3月	公共下水道全体計画(変更)								1,997.9	89,600	60,000			東・西処理区の区域拡大(朝来地区を中心に)218ha及び原単位の見直し
14.03.15		公共下水道事業計画(変更)認可				京都府告示4下第17号	下水道法	東	1,240.7	53,605	34,963	46,000	34,900	雨水:朝来+東+中=1063.9ha
"			都市計画事業計画(変更)告示			京都府告示4下第17号	都市計画法	西	954.4	36,024	24,583	21,700	17,000	東処理区の区域追加(85.8ha)
15.12月						京都府告示4下第18・19号	都市計画法	東	1,241.0	53,600	35,000	21,700	17,000	東処理区の区域追加(85.8ha)
17.06.24		公共下水道事業計画(変更)認可				京都府告示7下第153号	下水道法	西	954.0	36,000	25,000	21,700	17,000	東西処理区の区域の拡大
"			都市計画下水道事業(変更)			京都府告示7下第174・175号	都市計画法	東	1,241.0	53,600	35,000	46,000	34,900	東西処理区の区域の拡大及び原単位の見直し
18.11.06			都市計画下水道事業(変更)決定			舞鶴市告示第141号	都市計画法	西	954.0	36,000	25,000	21,700	17,000	汚水処理構想決定
19.05.07		公共下水道事業計画(変更)認可				京都府告示9中東土企第74号	下水道法	東	1,260.0	53,600	35,000	49,000	34,900	東西処理区の区域拡大(345.9ha)
21.02.24		公共下水道事業計画(変更)認可				京都府告示20中東土企第149号	都市計画法	西	955.0	36,000	25,000	30,600	17,000	東西処理区の区域の拡大及び原単位の見直し
21.06.12					若狭湾西部流域別下水道整備総合計画(変更)	国近畿広域圏下水道整備総合計画(変更)第4号	都市計画法	東	1,260.0	53,600	35,000	49,000	34,900	東西処理区の汚水幹線及び吐口の廃止
21.06.23			都市計画下水道事業(変更)決定			舞鶴市告示第114号	都市計画法	西	1,075.0	49,000	34,900	30,600	17,000	浄化槽のルート変更(中庄管管、朝来・高野幹線)
22.2月									1,075.0	49,000	34,900	30,600	17,000	東浄化センターの水処理施設送風機能力の変更
22.3月	公共下水道全体計画(変更)								748.0	36,000	25,000	30,600	17,000	日標年度平成35年度行政人口85,000人
									2,021.6	76,600	44,000			東処理区の区域拡大(杉浜地区24.4ha)
														農集2地区を浄化槽地区に変更
														公共区域の拡大
									1,310.0	46,250	26,400			東(+50.0ha)、西(+5.3ha)
									960.0	30,390	17,600			原単位の見直し

年・月・日	事業計画		項目		都計認可	その他	該当法令	処理区	全体計画、都市計画決定			事業計画、都計認可			備考	
	全体計画	事業計画	都市計画決定	事業計画					計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m3/日)	計画排水区域	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)		計画汚水量 (m3/日)
22.03.01		公共下水道事業計画 (変更) 認可			京都市指令 2中東土企第55号		下水道法	東	-	-	-	-	1,189.0	43,800	26,400	東処理区区域拡大 (55.3ha) 及び原単位の見直し
22.03.02					舞鶴市指令 第441・442号		都市計画法	東	1,299.8	46,250	26,400	-	905.0	29,300	17,600	東処理区・西処理区の拡大 及び原単位の見直し
25.06.07					舞鶴市告示 第108号	汚物処理場 決定	都市計画法	西	956.2	30,390	17,600	-	793.0	29,300	17,600	し尿処理施設 (生活環境課) (敷地面積 約0.12ha)
〃					舞鶴市告示 第109号		都市計画法		-	-	-	-	-	-	-	東浄化センター敷地のうち、 し尿処理施設用地を約0.12ha減する (敷地面積3.21ha)
26.07.01		公共下水道事業計画 (変更)			京都市指令 6中東土企第58号		下水道法		-	-	-	-	-	-	-	東浄化センター敷地面積変更、主要な施設 (汚泥脱水機、汚泥濃縮タンク) の変更
26.07.29					舞鶴市告示 第111号		都市計画法		-	-	-	-	-	-	-	東浄化センター 敷地面積変更、汚泥処理能力の変更
27.3月						舞鶴市下水道ビジョン 策定			-	-	-	-	-	-	-	下水道事業の事業目標や運営方針の明確化
27.3月						舞鶴市水処理化総合計画 (改定)			-	-	-	-	-	-	-	平成27年度全市水洗化
28.1月		公共下水道全体計画 (汚水) (変更)						東	1,311.6	44,086	22,500	-	-	-	-	→平成32年度水洗化概成 目標年度 平成32年度 行政人口 81,890人
28.02.29					舞鶴市告示 第29号		都市計画法	西	983.9	25,282	15,500	-	-	-	-	市街化調整区域についても排水区域に追加
28.03.29		公共下水道事業計画 (変更)			舞鶴市告示 第49号		下水道法	東	-	-	-	-	1,311.6	46,581	24,000	〃
28.03.29					舞鶴市告示 第50・51号		都市計画法	西	-	-	-	-	959.4	28,599	15,800	事業期間を延伸
28.03.31						右表湾岸部流域別下水道 整備総合計画 (変更) 第51号	下水道法	西	-	-	-	-	959	28,600	-	H27年度末～H32年度末 目標年度 平成42年度 行政人口 74,317人 (雨水) 見直し
29.12.01		公共下水道全体計画 (雨水) (変更)						東	-	-	-	-	1,067.9	-	-	〃
30.01.15					舞鶴市告示 第4号		都市計画法	東	1,312	46,581	-	-	-	-	-	東：東T南道向かい、処理場用地廃止
30.01.29		公共下水道事業計画 (変更)			30中東土企 第30号		下水道法	西	959	28,599	-	-	367	-	-	西：雨決込 (新規) 雨水 新規
30.02.06					舞鶴市告示 第16号		都市計画法	西	-	-	-	-	959.4	28,599	15,800	〃
30.10.02		公共下水道全体計画 (汚水) (変更)					下水道法	東	1,312.1	44,086	22,500	-	-	-	-	東：東T南道向かい、処理場用地廃止
30.11.01		公共下水道事業計画 (変更)			30中東土企 第143号		下水道法	西	-	-	-	-	1,312.1	46,581	24,000	〃
30.11.09					舞鶴市告示 第197号		都市計画法	東	-	-	-	-	959.4	28,599	15,800	〃
31.02.14					舞鶴市告示 第19号		都市計画法	西	-	-	-	-	-	-	-	西：大手ポンプ場 敷地面積変更
31.02.21		公共下水道事業計画 (変更)			1中東土企 第29号		下水道法	東	-	-	-	-	1,312.1	46,581	24,000	雨水変更：高野川右岸排水区追加
31.02.26					舞鶴市告示 第26号		都市計画法	西	-	-	-	-	959.4	28,599	15,800	大手ポンプ場 敷地面積変更
令和 元.11.06					舞鶴市告示 第65号		都市計画法	西	959	28,599	-	-	-	-	-	雨水変更：雨水幹線、ポンプ場追加
2.01.07		公共下水道事業計画 (変更)			2中東土企 第1号		下水道法	東	-	-	-	-	1,312.1	46,581	24,000	雨水変更：高野川右岸排水区追加
2.01.07					舞鶴市告示 第3号		都市計画法	西	-	-	-	-	959.4	28,599	15,800	雨水幹線、ポンプ場追加
								西	-	-	-	-	959.4	28,600	-	〃
								西	-	-	-	-	231.6	-	-	〃

年・月・日	事業計画		項目		該当法令	処理区	全体計画、都市計画決定		事業計画、都市認可		備考		
	全体計画	事業計画	都市計画決定	都市計画決定			計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m3/日)	計画排水区域		計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)
3.03.18			都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第50号	都市計画法	東	-	-	-	46,600	-	-	東処理区の事業期間を延伸
4.12.28			都市計画下水道事業 (変更) 決定 (公共下水道)	舞鶴市告示 第346号	都市計画法	東	1,290	39,732	-	-	-	28	(汚水) 逆瀬区域の削除、農集池内の公共編入等
"			都市計画下水道事業 (変更) 決定 (都市下水道)	舞鶴市告示 第347号	都市計画法	西	967	25,688	-	-	-	367	(雨水) 東地区を新規決定 ■ 東西の手続きを一本化
5.01.19	公共下水道全体計画 (汚水) (変更)				下水道法	東	1,290.3	32,050	16,400	-	-	-	(汚水) 逆瀬区域の削除等
5.02.07						西	966.8	20,590	13,100	-	-	-	農集池内の公共編入 集合処理以外を浄化槽区域に 目標年度 令和8年度 行政人口 72,770人
5.02.28	公共下水道事業計画 (変更)			5中東土企 第12号	下水道法	東	-	-	-	39,730	20,300	-	(汚水) 逆瀬区域の削除、農集池内の公共編入等
"				舞鶴市告示 第47号	都市計画法	西	-	-	-	25,690	15,400	-	"
5.03.13						東	-	-	-	39,730	-	-	京都府水環境構想2022
5.12.22	公共下水道事業計画 (変更)			5中東土企 第83号	下水道法	西	-	-	-	25,690	20,300	27.7	～持続可能な汚水処理に向けて～
"				舞鶴市告示 第345号	都市計画法	東	-	-	-	39,730	15,400	231.6	(雨水) 東地区について新規
					都市計画法	西	-	-	-	25,690	-	27.68	"
					都市計画法	西	-	-	-	25,690	-	231.58	"

③漁業集落排水事業

年・月・日	項 目	許認可 等番号	該当法令	計画処理 面積(ha)	計画処理 人口(人)	計画汚水量 (m ³ /日)	備 考
平成 4. 6. 22	漁業集落環境整備事業 事業計画承認			1.6	130	35.1	成生地区
6. 3. 10	漁業集落環境整備事業 事業計画変更承認			1.6	130	35.1	〃
6. 9. 30	漁業集落環境整備事業 事業計画承認			3.6	200	54.0	千歳地区
6. 11. 1	成生浄化センター 処理開始		舞鶴市条例	1.6	130	35.1	成生地区
7. 7. 20	漁業集落環境整備事業 事業計画承認	7水第644号		5.0	380	103.0	田井地区
11. 4. 1	田井浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第34号	舞鶴市条例	5.0	380	103.0	〃
12. 4. 1	千歳浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第23号	舞鶴市条例	3.6	200	54.0	千歳地区

④農業集落排水事業

年・月・日	項 目	許認可 等番号	該当法令	計画処理 面積(ha)	計画処理 人口(人)	計画汚水量 (m ³ /日)	備 考
6. 6. 27	農業集落排水事業 事業実施採択	6耕第1055号	土地改良法	6.0	180	48.6	大丹生地区
7. 4. 10	農業集落排水事業 事業実施採択	7耕第489号	土地改良法	4.0	150	40.5	瀬崎地区
9. 3. 31	農業集落排水事業 事業計画変更承認	9耕第155号	土地改良法	6.0	230	62.1	大丹生地区
10. 4. 1	瀬崎浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第17号	舞鶴市条例	4.0	150	40.5	瀬崎地区
10. 4. 10	農業集落排水事業 事業実施採択	10耕第500号	土地改良法	26.9	660	179.0	平・赤野地区
10. 4. 10	農業集落排水緊急整備事業 事業実施採択	10耕第500号	土地改良法	21.0	530	144.0	久田美地区
10. 6. 1	大丹生浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第41号	舞鶴市条例	6.0	230	62.1	大丹生地区
11. 4. 1	農業集落排水事業 事業実施採択	1耕第432号	土地改良法	24.5	730	198.0	池内地区
14. 4. 2	農業集落排水資源循環統合補助事業 事業実施採択	4耕第356号	土地改良法	5.4	190	51.3	佐波賀地区
14. 10. 1	平・赤野浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第84号	舞鶴市条例	26.9	660	179.0	平・赤野地区
15. 4. 1	農業集落排水資源循環統合補助事業 事業実施採択	5耕第31号	土地改良法	23.5	470	127.0	三日市・上東・下東地区
15. 10. 1	久田美浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第67号	舞鶴市条例	21.0	530	144.0	久田美地区
16. 4. 1	池内浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第23号	舞鶴市条例	24.5	730	198.0	池内地区
18. 4. 1	佐波賀浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第20号	舞鶴市条例	5.4	190	51.3	佐波賀地区
21. 4. 1	村づくり交付金 事業実施採択	20水環第1248号	土地改良法	3.9	160	43.2	白杉地区
21. 6. 1	東光谷浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第127号	舞鶴市条例	23.5	470	127.0	三日市・上東・下東地区 平成21年12月完成
24 7 . 1	白杉浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第97号	舞鶴市条例	3.9	130	35.1	白杉地区